



ヨーロッパ
人権裁判所

人権裁判所 50の質問



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE

JPN

人権裁判所 50の質問

欧州人権条約

① いつその条約は採択されたのですか？

「ヨーロッパ人権条約」として知られている、人権及び基本的自由の保護のための条約は、1950年11月4日にローマで署名のために開放され、1953年9月3日に発効しました。

ヨーロッパ人権条約は、世界人権宣言に定められるいくつかの権利に対して効力を与え、国家の約束を果たしていない国に不利に判断するための管轄権を備える国際的な司法機関を設置しました。

② ヨーロッパ人権条約の議定書は何ですか？

ヨーロッパ人権条約の議定書は、ヨーロッパ人権条約に一つ又はそれ以上の権利を追加し、もしくは、いくつかの規定を修正する文書です。

当該条約へ権利を追加する議定書は、当該議定書に署名および批准した国のみを拘束します。つまり、当該条約を批准せずに議定書に署名しているだけの国家は、その規定によって拘束されません。

今までのところ、14の追加議定書が採択されてきました。

③ どのような権利が当条約によって保護されているのですか？

「加盟国」として知られるヨーロッパ人権条約を批准した国は、自国民だけでなく、その管轄にある全ての人々に対して、当該条約に定められた基本的な市民的・政治的権利を確保し、保障することを約束しています。

ヨーロッパ人権条約によって確保されている権利や自由は、生命に対する権利、公正な審理を受ける権利、私生活及び家庭生活を尊重を受ける権利、表現の自由、思想、良心及び信教の自由、財産権を含んでいます。

特に、ヨーロッパ人権条約は、拷問、非人道的又は品位を傷付ける取扱いあるいは刑罰、強制労働、恣意的および違法な勾留、条約で保証された権利や自由の享有における差別を禁止しています。

④ ヨーロッパ人権条約は進化するのでしょうか？

はい。ヨーロッパ人権条約は、特に、ヨーロッパ人権裁判所による諸規定の解釈によって進化します。その判例法を通して、当該裁判所は、条約を「生きる文書」にしてきました。したがって、裁判所は、付与された権利を拡大し、当該条約が最初に採択されたときに予見可能ではなかった状況にそれらを適用してきたのです。

当該条約はまた、議定書が新しい権利を追加した場合、およびその際に、進化してもしました。例えば、2003年7月のあらゆる状況における死刑の廃止に関する第13議定書、あるいは、2005年4月の無差別に関する第12議定書です。

この文書は、ヨーロッパ人権裁判所広報部によって作成され、裁判所を拘束しません。それは、ヨーロッパ人権裁判所の働き方についての基本的な一般情報を提供することを意図されています。

さらに詳しい情報については、www.echr.coe.intの裁判所ウェブサイトから入手できる当該裁判所書記局によって作成されるの資料を参照してください。

5 国内裁判所はヨーロッパ人権条約を適用しなければならないのですか？

ヨーロッパ人権条約は、国内レベルで適用することができます。当条約は、それに定められている権利を保護することを約束した加盟国の国内法の中に組み入れられてきました。したがって、国内裁判所は、人権条約を適用する必要があります。さもないと、ヨーロッパ人権裁判所は、個人の権利を保護しなかったとする個人による訴えの場合に、国家に対して不利に判断することになります。

欧州人権裁判所 (人権裁判所)

6 ヨーロッパ人権裁判所はどのような構成ですか？

裁判所における裁判官の人数は、ヨーロッパ人権条約の加盟国数と同じです（現在47カ国）。

7 裁判官はどのように選ばれているのですか？

裁判官は、各加盟国によって提出された3名の候補者リストから、ヨーロッパ評議会の議員会議によって選出されます。裁判官らは、任期9年で再任されません。

8 裁判官は本当に独立しているのですか？

裁判官らは国家について選ばれますが、裁判官らは個人として事件を審理し、自国を代表しません。裁判官らは完全に独立しており、独立性及び公平性に関する彼らの義務に反することになる如何なる活動も行うことができません。

9 裁判官は自国に関する事件を判断しますか？

「自国裁判官」は、単独裁判官による形態で判決を下すことはできません。例外的な場合において、彼らは、委員会の委員になることを依頼されることがあります。しかし、当裁判所が7名の裁判官による小法廷又は17名の裁判官による大法廷として事件を審理したときに、当裁判所の構成は、常に「自国裁判官」を入れていきます。

10 書記局とは何であり、どのように運営されているのですか？

書記局は、裁判所の司法的業務における法的および行政的な支援を当裁判所に提供する職員の機関です。それは、法律家、事務職員および技術職員、翻訳者で構成されています。

11 裁判所の予算はどうなっているのですか？

当裁判所の経費は、ヨーロッパ評議会によって負担され、ヨーロッパ評議会の予算は、人口や国内総生産（GDP）に基づく規模に従って、加盟国からの拠出金によって調達されています。

当裁判所の予算は、裁判官や職員の給料、および様々な諸経費（IT、出張、翻訳、通訳、出版物、裁判所を代表する活動、法的扶助、事実調査任務等）をカバーしています。

12 裁判所の構成は事件ごとに変わり得るのですか？

はい。事件は、4つの形態のうちの一つによって審理されます。

明らかに受理不可能な申立ては、単独裁判官によって審査されます。3名の裁判官による委員会は、当裁判所の確立された判例法によって既にカバーされている事件の受理可能性および本案審理について、全員一致の評決によって判断を下すことができます。申立てはまた、事件の受理可能性および本案審理のほとんどについて、多数決によって判断を下す7名の裁判官による小法廷に割り当てられることもあります。

例外的に、17名の裁判官による大法廷は、小法廷による管轄権の移譲の後、あるいは、付託請求が認められたときのいずれかの場合には、大法廷に付託された事件を審理します。

13 小法廷と裁判部との違いは何ですか？

裁判部は行政体であり、小法廷はその部内にある当裁判所の司法体です。

当裁判所は、小法廷が構成されている5つの裁判部があります。各部は、部長、副部長および数名の他の裁判官がいます。

14 小法廷および大法廷はどのように構成されるのですか？

小法廷は、事件を割り当てられた裁判部の部長および「自国裁判官」（申立てが提起された国について選ばれた裁判官）、順番に裁判部部長によって指名される他の5名の裁判官によって構成されます。

大法廷は、くじ引きによって選任された他の裁判官と共に、裁判所長官および副長官、裁判部部長や自国裁判官によって構成されます。大法廷が付託に基づく事件を審理するときに、大法廷は、最初に当該事件を審査する小法廷で以前に職務を行なった裁判官を加えられません。

15 大法廷はどのような場合に事件を審理するのですか？

大法廷における手続きの開始には、2つの異なる形態があります。すなわち、付託と移譲です。

小法廷判決が下された後に、当事者は、大法廷に事件の付託を請求することができます。そのような請求は、例外的な理由に基づいて認められます。大法廷の裁判官によって構成されるパネルは、当該事件が

新しい理由について大法廷に付託されるべきか否かを決定します。

事件はまた、小法廷によって移譲された際に、これも例外的ではありますが、大法廷に移送されます。事件を割り当てられた当小法廷は、事件がヨーロッパ人権条約の解釈に影響を与える重大な問題を提起している場合、又は当裁判所の以前の判決と合致しない危険がある場合には、大法廷に当該事件を移譲することができます。

16 裁判官は事件で職務を行うことを拒否することはできますか？

はい。実際に、裁判官は、以前その事件に関与したことがある場合に、その事件で職務を行うことを差し控えなければなりません。これは、これは、回避と呼ばれています。裁判官は、回避する国内裁判官が問題になっている場合には、他の裁判官もしくは臨時裁判官によって手続上交代させられます。

17 臨時裁判官とは何ですか？

臨時裁判官は、自国裁判官が職務を行うことを妨げられる、又は回避する、免除されている事件において、職務を行うために関連する政府によって任命されます。

18 裁判所の管轄権の範囲はどこまで及ぶのですか？

当裁判所は、裁判所自身の申立てに関する事件を扱うことはできません。それは、ヨーロッパ人権条約の違反の主張を審理する管轄権があり、個人又は国家間の

申立てを受領することによって審理しています。

裁判所における手続

19 裁判所に事件を提起することができるのは誰ですか？

ヨーロッパ人権条約は、2つのタイプの申立てが区別されています。すなわち、自らの権利の侵害について訴えを提起するすべての人、又は個人のグループ、会社、NGOによる個人申立て、および、ある国家によって他の国家に対して提起される国家間申立てがあります。

当裁判所が設立されてから、ほとんど全ての申立ては、ヨーロッパ人権条約の一つまたはそれ以上の違反を主張することによって直接裁判所に提訴する個人によって提起されてきました。

20 相手方になるのは誰ですか？

事件は、ヨーロッパ人権条約を批准している一つまたはそれ以上の国家に対してのみ提起され得ます。例えば、第三国又は個人に対するあらゆる申立ては、受理することができないと宣言されるでしょう。

21 裁判所への申立てはどのように行えばいいのですか？

個人は、事件を直接提起することができ、弁護士の補助は、手続の開始時には必要ではありません。必要書類とともに、適切に記載事項を記入した申立書を裁判所

に送付することで十分です。しかしながら、裁判所による申立ての登録は、申立てが受理可能であること、又は本案審理で成功することを保障するものではありません。

ヨーロッパ人権条約の制度は、個人が加盟国の遠隔地に住んでいる、又は金銭的に貧しい場合に、事件を提訴することを全ての個人に可能であることによって、裁判所への「容易な」アクセスを規定しています。同様の観点から、裁判所での手続のための諸費用はかかりません。

22 個人申立てと国家間申立ての違いは何ですか？

ヨーロッパ人権裁判所へのほとんどの申立ては、私人によって提起される個人申立てです。国家はまた、ヨーロッパ人権条約の他の加盟国に対して申立てを提起することができます。これは、国家間申立てと呼ばれております。

23 裁判所での手続において弁護士によって代理される必要はありますか？

弁護士による代理は、手続の開始時に絶対に必要ではなく、誰でも直接に裁判所に事件を提起することができます。しかしながら、一度でもその事件が所見のために相手国に通知された場合には、弁護士の補助は、必要となります。法的扶助は、手続におけるその段階から、必要な場合に、申立人に与えられます。

24 誰が裁判所で弁論をすることができるのですか？

裁判所で弁論する資格がある弁護士のリストはありません。ヨーロッパ人権条約の加盟国のうちの一国で顧問の資格を有する者、又は関係する小法廷の裁判長によって弁論をすることを認められた者のすべては、申立人を代理することができます。

25 裁判所での手続の様々な段階はどのようなものなのですか？

裁判所に提起される事件の審査は、主に2つの段階があります。すなわち、受理可能性の段階と本案審理の段階、つまり申立書の審査です。様々な段階は、申立ての進展を示しています。単独裁判官は、受理不可能性が直ちに認められる事件において、受理することができない申立てであることを宣言するでしょう。それらの決定は、上訴することができません。

委員会は、当裁判所で確立された判例が対象としている事件に関して、最終的な決定又は判決を下します。

小法廷は、所見のために相手政府に当該事件を伝達します。所見交換は行われません。次に、当裁判所は、裁判所によって審査される申立ての数について例外的なままである事件において開廷する必要があるか否かを決定します。ゆえに、小法廷は、申立人もしくは政府が新しい審査のために大法廷に事件の付託を求めることができる3ヶ月の期間を過ぎた場合にのみ確定とする判決を下します。もしその付託が大法廷のパネルによって認められた場合には、当該事件は、新しい審査、万が一の場合には、審問の対象となります。最後に、大法廷は、確定判決を下します。

26 受理可能性の要件は何ですか？

申立ては、裁判所が申立書を審査することなしに、裁判所によって受理不可能であると判断されないように、いくつかの要件を遵守しなければなりません。

当裁判所は、国内救済手段を尽くした後、に提訴されなければなりません。つまり、権利の侵害を訴えている者は、権限のある最上級審まで関連当事国の裁判所でその事件を事前に提起している者でなければなりません。したがって、国家は、国内レベルで主張されている違反を国家自身で補償することになります。ヨーロッパ人権条約で規定されている一つ又は複数の権利を引き合いに出す必要があります。

当裁判所は、当該条約における他の権利の違反を主張する訴えを判断することはできません。裁判所はまた、この事件における裁判所の最終判断、つまり一般的に国の最高裁判所の判決から6ヶ月以内に提訴されなければなりません。申立人は、個別のおよび直接的にヨーロッパ人権条約違反の被害者とならなければならず、重大な損害を被っていないなければなりません。

当然、申立てはまた、ヨーロッパ人権条約加盟国の1カ国に対して提起されなければならず、他国又は個人に対しては認められません。

27 NGOや国家も手続に参加することを認められますか？

はい。NGOや国家は申立てを提起することができます。ちなみに、それらはまた、第三当事者として手続に参加することを裁判所長官によって認められる可能性があります。

28 第三当事者参加人とは何ですか？

当裁判所長官は、手続に参加することを申立人以外の他の者、又は当該申立てが提出されたヨーロッパ人権条約加盟国以外の他の加盟国に認めることができます。これは、第三当事者参加と呼ばれています。当該個人又は国家は、訴訟書面を提出し、公開審理に参加する資格を与えられます。

29 裁判所は、専門家を指名したり、証人を尋問することはできますか？

はい。例外的に、当裁判所が、いくつかの申立てを当初の事実を立証するために、いくつかの国に訪問することによって調査の任務を執り行うことがあります。その場合には、裁判所の調査団は、人々の証言を集め、現地で調査を行うことができます。

時々、当裁判所は、勾留中である申立人を審査することを医療専門家に求めるときの場合のように、専門家を指名することがあります。

30 公開審理は開かれますか？

当裁判所での手続は書面で行われますが、裁判所はいくつかの事件について審理を行うことを決定することがあります。その審理は、ストラスブルールにあるヒューマンライト・ビルディングで開かれます。それは、非公開で行われる審理の決定が関連する小法廷又は大法廷の裁判長によって採択されない限り、場合に依って公開されます。報道関係者や一般人は、公開審理に出席することを許可されます。その点

については、報道関係者証又は身分証明書を受け付けで提示することで十分です。

全ての審理は録画され、同日の14時30分（現地時間）から当裁判所のインターネットサイトで放送されます。

31 予備的異議申立てとは何ですか？

予備的異議申立ては、事件が本案で審査されるべきでないという主張を支持するために相手国によって提出される論拠です。

32 友好的解決とは何ですか？

友好的解決とは、申立てによって開始された手続を終わらせるための当事者間の合意です。関連する申立人と国家が、双方でそれらの法的紛争を解決することに合意したときに、その結果は、通常国家が申立人に金銭を支払うこととなります。友好的解決の条件を審査した後に、および裁判所が人権の尊重は申立ての継続を正当化しないと考える限り、当裁判所はその申立てを事件リストから削除します。

当裁判所は、常に当事者に友好的解決を交渉することを促します。もし合意に至らない場合に、当裁判所は、当該申立ての本案を続いて審査します。

33 裁判所は暫定措置を命じることができますか？

当裁判所が申立てを提訴されたときに、裁判所が事件について判断を下すことができるまで、一定の措置をとることを国家に求めることができます。大抵、裁判所は、国家に行動することを差し控えるように命じ、また、一般的に、裁判所は、ある者が死

亡又は拷問の危険にさらされると主張する本国に対して強制送還してはなりません。

34 審議は一般の人々に公開していますか？

いいえ。裁判所の審議は、常に非公開です。

35 国家が裁判所に協力することを拒否したことはありますか？

時折、いくつかの国家は、裁判所が事件を判断するために必要である情報や書類を裁判所に伝達することを差し控える、又拒否することがあります。その場合には、当裁判所は、ヨーロッパ人権条約第38条（事件の審査にとって必要な便宜を提供するための義務）の違反で国家に条約違反の判決を下します。

36 裁判所での手続はどれくらい続くのですか？

裁判所での手続がどれくらい続くのかを示すことはできません。

当裁判所は、事件の開始から3年以内に当該事件を処理するよう努めておりますが、いくつかの事件の審査は、時折より多くの時間を要してしまいます。また、事件のうちのいくつかは、より迅速に処理されることもあります。

裁判所での手続期間は、事件や裁判所が割り当てられた構成、裁判所に情報を提供する当事者の迅速さ、多くの他の要因（例えば、審理の開廷、大法廷への付託等）に応じて明確に変化します。

いくつかの申立ては、特に申立人の身体の保全を脅かす差し迫った危険が援用され

ている場合に、緊急であるとされ、優先的に処理され得ます。

裁判所の決定と判決

37 決定と判決とは何が違うのですか？

決定は、一般的に、当裁判所の単独裁判官又は委員会、小法廷によって下されます。それは、受理可能性を対象としており、事件の本案を対象としていません。通常、小法廷は、受理可能性および事件の本案を同時に審査します。それから、小法廷は判決を下します。

38 相手方となっている国は判決に拘束されるのですか？

違反に関する判決は、それを執行することを義務付けられている相手国に対して義務となります。ヨーロッパ評議会の閣僚委員会は、当該判決が執行されること、特に申立人が被っていた損害の補償のために申立人に支給される金額が実際に支払われるかについて監督しています。

39 判決に対して上訴することはできますか？

委員会又は大法廷によって下された判決と同様に、受理可能性の決定は、確定的であり、したがって、上訴することはできません。これに対して、当事者は、小法廷の判決を下してから3ヶ月以内に、新たな審査のために大法廷に事件を付託することを求めることができます。大法廷での

付託請求は、それを認めるか否かを決定する裁判官のパネルによって審査されるでしょう。

40 裁判所の判決はどのように執行されるのですか？

違反に関する判決が下されたときに、当裁判所は、ヨーロッパ評議会の閣僚委員会に事件の記録を移送します。当閣僚評議会は、どのような手段で関連する判決を執行するのか、またヨーロッパ人権条約と同様である全ての新しい違反を通報するのかを関連当事国および判決執行部局とともに決定します。それは、一般的な手段の採用によって、特に、国内法の改正や、万が一の場合には、個別の措置で表されます。

41 違反判決の結果はどうなりますか？

違反の判決を下された国は、ヨーロッパ人権条約に関する全ての新たな違反が回避されることに注意しなければなりません。もしそうでないならば、裁判所によって新たな非難にさらされます。当国家はまた、それらの国内法を当条約に合致するように導かれます。

42 衡平な満足とは何ですか？

当裁判所が国家の人権違反を認め、申立人が損害を被っていたということを認める場合に、裁判所は、一般的に、その損害に衡平な満足、つまり申立人が被った損害を補償する目的のために金銭を与えます。閣僚委員会は、必要とあらば、裁判所によって支給された金銭が実際に申立人に支払われているかを確かめます。

43 パイロット事件とは何ですか？

ここ数年間で、当裁判所は、構造的問題、つまりヨーロッパ人権条約との国内法の不一致を原因とする、同様の問題を対象とする申立ての大量の流入を理由に、新たな手続きを発展させてきました。

同様に、当裁判所は、これらの申立てのうちの一つ又はいくつかを審査し、同様の問題の部類の審査を報告することにある最近の手段を発展させてきました。裁判所がパイロット事件において判決を下す際に、当裁判所は、関連する政府にその国内法をヨーロッパ人権条約に合致するように求めます。また、裁判所は、一般的にとるべき措置を政府に示します。それから、裁判所は他の同様の事件を取り扱います。

44 個別意見とは何ですか？

裁判官らは、職務を行なった事件に関する意見を表明することができます。その意見は、問題となっている判決に付属させるものです。裁判官らは、一般的になぜ大多数として評決したのか(補足意見)を説明します。これに対して、裁判官らは、なぜ裁判官の多数意見でなかったのか(反対意見)を説明します。

裁判所の活動

45 裁判所にはどれくらいの数の事件が提起されるのですか？

裁判所は、その成功の被害者です。つまり、毎年、5万件以上の新しい申立てが提起されております。裁判所のいくつかの判決で経験した反響や、裁判所が加盟国の国民の間で見出される増していくその認識は、裁判所に毎年提起される事件の数に大きな影響を有しています。

46 ほとんどの事件はどの権利を対象としていますか？

裁判所の設立以来、下された違反に関する判決の半分近くにおいて、当裁判所は、手続の公正性又は期間を問題とするヨーロッパ人権条約第6条の違反を判断してきました。ちなみに、裁判所によって認められた55%の違反は、第6条(公正な裁判を受ける権利)および第1議定書第1条(財産権)に関してでした。最後に、事件の約13%において、当裁判所は、生命に対する権利および拷問や非人道的もしくは品位を傷つける取扱いの禁止(当条約第2条および第3条)に関する条約の重大な違反について判断してきました。

47 暫定措置は本当に効果的なのですか？

もし国家がほとんど常に暫定措置に関する裁判所の勧告に従っているならば、時折その国々のうちのいくつかは、裁判所の要求に合わせて行動しないことがあります。これらの国々は、第34条（個人の申立て）の名目でそれらの義務に違反していたために、裁判所によって裁かれるリスクを冒しています。

48 当裁判所は、社会のあらゆる問題を処理することはありますか？

明らかに、当裁判所は、1950年のヨーロッパ人権条約の署名の際には予見できていなかった問題について判断を下すようになってきています。50年以上にわたって、当裁判所は、社会の多くの問題について判断を下してきました。すなわち、妊娠中絶、自殺幇助、身体検査、家庭内奴隷、匿名で出生した者の権利、同性愛による養子縁組、教育期間におけるイスラム教のスカーフの着用、ジャーナリストの取材源の保護、ロマ人に関する差別、あるいはまた環境に関する問題です。

裁判所の将来

49 第14議定書とは何ですか？

第14議定書は、申立ての選別および処理の最適化することによって当裁判所の長期の効率性を保証することを目的としており、特に、最も単純な事件のための新しい裁判体の創設、又は受理可能性に関する新しい基準（「相当な不利益」の基準）を規定しています。そして、当該議定書は、裁判官の任期を再任なしの9年間としました。第14議定書は、2010年6月1日に発効しました。

50 改定の計画はどのようなものですか？

第14議定書とは別に、当該議定書は、ヨーロッパ人権条約制度の改定を追求する必要があると判断しました。2006年11月に、著名な法律家で構成された賢人グループは、閣僚委員会に報告書を提出しました。特に、そのグループは、選別に関する新しい司法制度の創設および裁判所機能のいくつかの構造的側面に関連する規定の作成を勧告しました。その規定は、改定手続がヨーロッパ人権条約について求められている国際条約に適用されたプロセスよりもより柔軟にするものです。

実際に、ヨーロッパ評議会の人権委員会の委員長は、様々な提言を審査していません。

2014年2月

欧州人権裁判所

広報部

European Court of Human Rights

Public Relations

Council of Europe

67075 Strasbourg cedex

France

www.echr.coe.int



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

www.echr.coe.int